

# 裁判員裁判における ICT 利用について

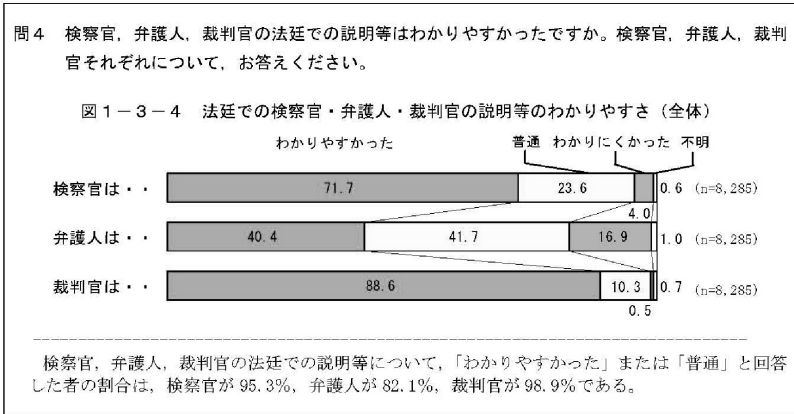
伊 藤 博 文

## 目 次

1. はじめに
2. データ分析
  - 2-1. 裁判員裁判経験者に対するアンケート
  - 2-2. 職業裁判官に対するアンケート
  - 2-3. 有罪率との関連
3. 法廷でのプレゼンテーション
  - 3-1. PowerPoint 導入を巡る議論と現実
  - 3-2. PowerPoint の優位性
4. 支援
  - 4-1. 弁護士の支援
  - 4-2. データベースの構築
5. おわりに

## 1. はじめに

本稿は、裁判員裁判における ICT の利活用について検討することを目的とする。特に、裁判員裁判において、弁護側がデジタル・ディバイドとも呼ぶべき状況に陥り、相互に対等に刑事裁判が行い得ないという問題点を、指摘・検討し、その上に立って解決策を提案したいと考えている<sup>(1)</sup>。



まずは、上記のグラフ 1 をご覧いただきたい。これは最高裁判所が 2011 年 3 月まとめ同年 10 月に公表した「裁判員等経験者に対するアンケート（平成 22 年度）」<sup>(2)</sup> からのグラフである。これを見て、検察官（71.7%）と弁護士（40.4%）間の「わかりやすかった」との回答率の差（31.3%）が際立っていることが目に付く<sup>(3)</sup>。この事実をどのように捉えるかにはさま

(1) 本論文と併せて、私の研究用サイト、コンピュータ法学 (CaLS) 〈<http://cals.aichi-u.ac.jp>〉をご覧ください、以下のメールアドレスに忌憚なき意見や批判を送付していただければ幸いです。hirofumi@lawschool.aichi-u.ac.jp

(2) 〈[http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09\\_12\\_05-10jissi\\_jyoukyou/h22\\_keikensya.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05-10jissi_jyoukyou/h22_keikensya.pdf)〉 (last visited Nov 12, 2011)

(3) 法曹三者という見方からすれば、裁判官のみが 88.6% の「わかりやすかった」という高評価を得ていることは、法廷におけるその立場が検察官や弁護士とは大きく異なり、比較しても意味はないと考えている。しかし、裁判官がこのような好印象を与えていることは、裁判官の組織をあげての裁判員制度に対する取り組みも含めて、十分評価されるべきであろう。また、弁護士が検察官よりも「わかりにくい」という評価は、平成 22 年度のデータよりも更に悪化していることも憂慮すべきかも知れない。

ざまな見方が可能であろうが、私は極めて重大な問題と考えている。この「弁護人のわかりにくさ」の一因として注視すべきは、法廷でのプレゼンテーション能力の差<sup>(4)</sup>、特に PowerPoint<sup>(5)</sup> といった ICT (Information and Communication Technology) の活用度の差が大きな原因となっていると考えている。この点を以下において、更に詳しく分析し、問題点の検討と解決策の提案を行いたい<sup>(6)</sup>。

## 2. データ分析

ここでは、2つのアンケート結果と有罪率について分析する。アンケートの第1は、前出の最高裁判所による「裁判員等経験者に対するアンケート(平成22年度)」であり、第2は、2010年5月に行われた大阪高裁、東京高裁、名古屋高裁における「裁判員制緒に関する裁判官意見交換会の結果」である。前者は、一般の裁判員の意見を見ることができ、後者では、

---

(4) 検察が組織をあげて PowerPoint を使った弁論を推し進めていることは、口頭表現能力の向上策として、「従来の書面中心の公判活動からの脱却や難解な専門用語の平易化に取り組む中で、検察官が分かりやすいしゃべり方やパワーポイントを利用したプレゼンテーションのやり方について専門家から指導を受け、これを実際の公判で実践しながら、法廷傍聴を依頼した民間のモニターの方々から批評や意見を受けるなど、口頭表現能力の向上に努めています。」という広島高等検察庁検事長鈴木芳夫氏の言葉からもわかる。〈<http://www.law.tohoku.ac.jp/kenkyuukai/thg/keijishihou.pdf>〉、最高検察庁『裁判員裁判における検察の基本方針』〈[http://www.kensatsu.go.jp/saiban\\_in/img/kihonhoshin.pdf](http://www.kensatsu.go.jp/saiban_in/img/kihonhoshin.pdf)〉(last visited Nov 12, 2011) 4 および 52 頁参照。

(5) Microsoft 社製のプレゼンテーション用ソフトウェアで、実質的にこの種のソフトウェアとして標準 (De fact standard) となっている。詳しくは、引原裕一郎・藤本光太郎「プレゼンテーション・ツールの紹介」季刊刑事弁護 46 号現代人文社 (2006 年) 42 頁参照。本稿では、原則として PowerPoint と表記するが、原文を引用した箇所では「パワーポイント」と表記することもある。

職業裁判官の感想を見て取ることができる。

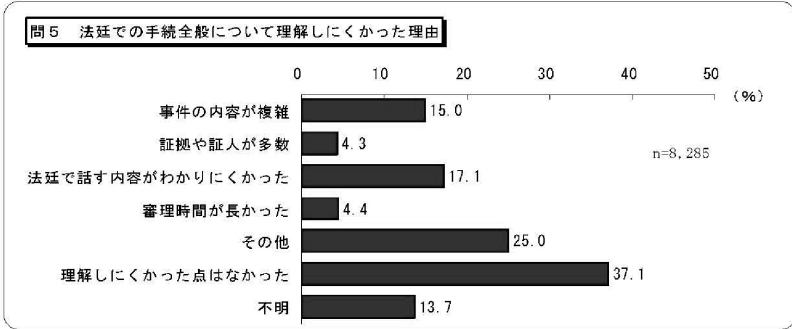
## 2-1. 裁判員裁判経験者に対するアンケート

法律知識を持たない一般人が裁判員として臨んだ裁判員裁判後の感想を

- 
- (6) この分野の先駆的な研究として、NITA (National Institute for Trial Advocacy (<http://www.nita.org/>)) 発刊の以下文献を参照した。Siemer, Deanne C., Rothschild, Frank D, PowerPoint 2003: 50 Great Tips for Better, Easier Slides. NITA 2005; Younger, Irving, Mastering the Art of Cross-Examination DVD Series NITA 1987; Rothschild, Frank D., Ways to Winning Advocacy, DVD Series NITA 1996; Younger, Irving Basic Concepts in the Law of Evidence: DVD Series NITA 1975; Rothschild, Frank D., Siemer, Deanne C., Zwier, Paul J., PowerPoint 2003 for Professors NITA 2007; Beskind, Donald H., Bocchino, Anthony J., Rothschild, Frank D., Siemer, Deanne C., Effective Use of Courtroom Technology: A Lawyer's Guide to Pretrial and Trial NITA 2002; Bocchino, Anthony J., Rothschild, Frank D., Siemer, Deanne C., Easy Tech: Cases and Materials on Courtroom Technology NITA2001; Siemer, Deanne C., Rothschild, Frank D., Basic PowerPoint Exhibits NITA 2003; Siemer, Deanne C., Rothschild, Frank D., Digital Projector and Laptop Computer NITA 2005; Siemer, Rothschild, Bocchino and Beskind, Effective Use of Courtroom Technology: A Lawyer's Guide to Pretrial and Trial, NITA 2002.

あわせて以下の文献を参照している。スティーヴン・ルベット著、菅原郁夫・小田敬美・岡田悦典訳『現代アメリカ法廷技法』慈学社出版（2009年）330頁以下；日本弁護士連合会編『法廷弁護技術〔第2版〕』日本評論社（2009年）；八幡紘声史・辻孝司・遠山大輔『入門 法廷戦略 戦略的法廷プレゼンテーションの理論と技術（GENJIN 刑事弁護シリーズ）』現代人文社（2009年）；大阪弁護士会刑事弁護委員会編『聞いた！答えた！なるほど刑事弁護』現代人文社（2005年）；東京弁護士会刑事弁護委員会編『実践刑事弁護 裁判員裁判編』現代人文社（2009年）；後藤貞人・四宮啓・高野隆・早野貴文編『裁判員裁判 刑事弁護マニュアル』第一法規（2009年）；日本弁護士連合会編『裁判員裁判における弁護活動——その思想と戦略——』日本評論社（2009年）；東京家庭裁判所家事第6部『東京家庭裁判所における人事訴訟の審理の実情 改訂版』判例タイムズ社（2008年）。

グラフ 2



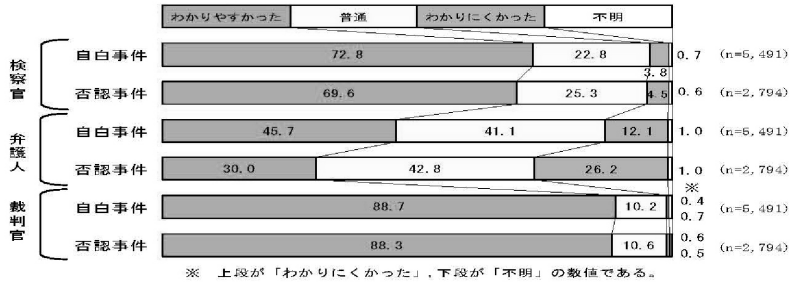
まとめたアンケート結果を見ていただきたい。裁判員法廷での説明等のわかりやすさを裁判員経験者に尋ねたアンケート結果である。グラフ 4 では検察官が「わかりやすかった」と答えたのが 71.7%なのに対して、弁護士が「わかりやすかった」と答えたのが 40.4%である。また一方で、検察官が「わかりにくかった」と答えたのが 4.0%なのに対して、弁護士が「わかりにくかった」と答えたのが 16.9%である。

さらに、「法廷での手続全般について、理解しにくかった点がある」とすれば、それはなぜですか。「5 その他」を選択した方は、具体的にお書きください。」という自由記載欄の設問に対して、「第 6 弁護人がわかりかかったとするもの」および「第 8 事務・手続に起因するもの」には、下記の記載例が挙げられている（表 1 参照）。

指摘されているものでは、弁護人の冒頭陳述や弁論などで、発話方法や主張の流れなどがわかりにくいといったといった極めて基礎的なスキル不足といった要素指摘されている。総じて弁護人がわかりにくいのが検察官との対比における印象であるとする、改善すべき点の問題は根が深く深刻であろう。

グラフ3

図1-3-6 法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ（自白・否認別）



グラフ4

図1-3-7-1 法廷での検察官の説明等のわかりやすさ（審理内容理解別）

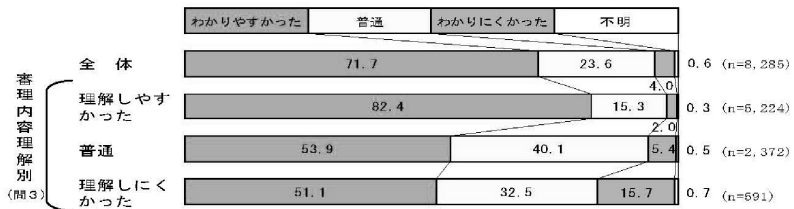


図1-3-7-2 法廷での弁護人の説明等のわかりやすさ（審理内容理解別）

グラフ5

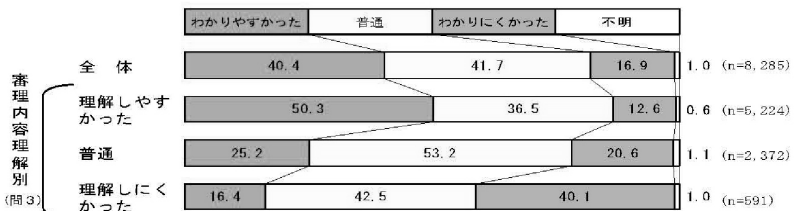
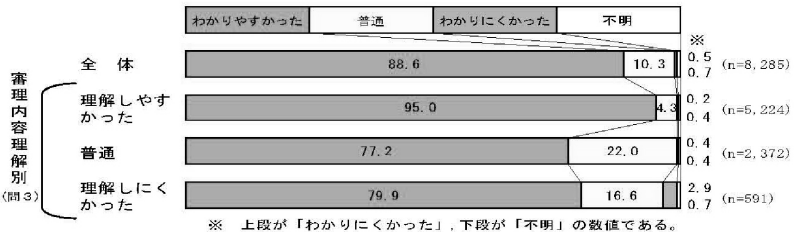


図1-3-7-3 法廷での裁判官の説明等のわかりやすさ（審理内容理解別）

グラフ6



<p><b>第 6 弁護人がわかりにくかったとするもの</b></p> <p>1 弁護人の主張（冒頭陳述・弁論等）がわかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め183件）</p> <p>【主な記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・弁護人の説明が少しまとまりがなく同じ事のくり返しがいくつかあった。</li><li>・弁護人の意図が理解しにくかった。</li><li>・弁護人の主張が小出しであったり、証人や被告人の証言が全て終わった後に新たな主張（指摘）があり、混乱した。</li></ul> <p>2 弁護人の立証がわかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め69件）</p> <p>【主な記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・弁護人が何を被告人に言わせたかったのか意図がつかみづらかった。</li><li>・弁護人からの質問のうち、いくつかは、その質問がどのようなことにつながるのか、理解できないものがあった。</li></ul> <p>3 弁護人の声が聞き取りにくかったなどとするもの（以下のものを含め79件）</p> <p>【主な記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・弁護人の声が小さく、早口だったので聞きとりづらかった。</li><li>・弁護人の質問等が小さい声でわかりにくかった。</li></ul> <p><b>第 8 事務・手続に起因するもの（以下のものを含め104件）</b></p> <p>【主な記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被告の行動等の時間や月日の順がわかりにくかった。図にしてもらえると分かりやすいのではないのでしょうか。</li><li>・審理の全体の流れを、最初に一度説明してほしいと思いました。審理時間、ただ聞いているよりも頭に入りやすいと思います。</li><li>・手元に資料がなく、モニターでの説明の時は、あとで忘れてしまったりしました。</li><li>・証人や被告人に聞く機会が1度であるため、再確認が出来ない。</li></ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2-2. 職業裁判官に対するアンケート

一般人である裁判員ではなく、職業裁判官は裁判員裁判における弁護人のプレゼンテーションに対してどのような印象を持っているのか見てみたい。

平成 22 年 5 月 21 日に東京高等裁判所で行われた意見交換会では、以下の意見が出された。司会の東京地裁部総括判事河合健司氏の「冒頭陳述で検察官や弁護人がパワーポイントを使う等の工夫をこらしているが、裁判員の反応はいかがか。」という質問に対し、横浜地裁部総括判事大島隆明氏

は、「最初は検察官の方がわかりやすかった。組織をあげて、ビジュアル的に対応している。弁護人は冒頭陳述に慣れていないようであり、主張したいことのみを述べ、検察官の主張とどこが違うのか、際立たせるプレゼンテーションができていない。パワーポイントがよいわけではなく、ただ、長すぎる人もいる。パワーポイントを作るために長い時間をかけて準備したり、練習すると、1件あたりの準備日数が長くなりすぎる弊害もあり、これも公判前整理手続が遅れ気味の理由の一つでもあろう。横浜では必ずしも検察官がパワーポイントを使うというわけではなく、A3で1枚の紙にポイントをまとめている。それを書画カメラで写すと、パワーポイントと変わらない。弁護人の中には、パワーポイントが使えないと裁判員裁判ができないという誤解があるので、今のような事例も紹介している。」と述べている。

続いて、平成22年5月20日に大阪高等裁判所で行われた意見交換会では以下の意見が出された。大阪地裁刑事上席裁判官並木正男氏の「公判審理の点について進めさせていただく。例えば、冒頭陳述ではパワーポイントを使ったり、当事者がいろんな工夫をして裁判員に理解してもらおうと試みていると思う。裁判員がこれらの工夫についてどのように感じているのか、若手裁判官に聞いてみたい。」という発言に対し、京都地裁部総括判事米山正明氏が、公判審理のわかりやすさの工夫について次のように述べている「目で見て耳で聞いて、法廷で事件の中身を理解して心証をとる必要については間違いはないが、具体的にどのような方法を選ぶのかということについては、例えば、冒頭陳述でもパワーポイントを使ってかなりカラフルなものになっているようで、京都ではほぼ全件について、パワーポイントが使われている。その辺りは、各庁の実情に応じて検察庁が工夫しているようだが、京都の裁判員からはわかりやすいという感想を聞いている。ただ、モニターを見て、色を使ったり図表を用いてわかりやすくなっていると、それを理解として定着するために別のツールの併用も必要で



はないかということで、パワーポイントを使いながらも冒頭陳述要旨、図などを織り込んでわかりやすくしたもの、モニターに写すのとほぼ同内容のものを印刷して冒頭陳述の後で配られている。それを評議のときにも使ったりしている。以下略]

以上より、裁判員裁判を経験した裁判官の印象としても、検察の PowerPoint スライドを使った法廷プレゼンテーションに対しては好印象を持っており、一方で弁護人の弁論にはもう少し工夫が必要であるとの不満を持っていると言える。語られている印象は裁判員が持ったであろうものであるが、これは職業裁判官も同様の印象を持っているようであり、ここでも検察有利の状況が窺える。

### 2-3. 有罪率との関連

次に有罪率との関連である。日本では有罪率が高いといわれているが<sup>(7)</sup>、それはどのような根拠データに基づき、検察と弁護人間のデジタル・デバイドがどの程度の影響をもたらすのかを検討してみたい。

まずは次頁の表2を参照していただきたい。元となるデータは、最高裁判所の出す司法統計である<sup>(8)</sup>。表2のデータをグラフ化したものがグラフ7である。

このデータを見る限り有罪率について言えば、裁判員裁判で有罪率が極

---

(7) Ramseyer, J. Mark and Rasmusen, Eric, "Why is the Japanese Conviction Rate So High?" (1998). Harvard Law School John M. Olin Center for Law, Economics and Business Discussion Paper Series. Paper 240. [http://lsr.nellco.org/harvard\\_olin/240](http://lsr.nellco.org/harvard_olin/240). [http://lsr.nellco.org/harvard\\_olin/240](http://lsr.nellco.org/harvard_olin/240). (last visited Nov 12, 2011)。この論文に依れば、アメリカ合衆国連邦地方裁判所においては85.1%、州地裁で87-88%であるのに対し、日本の地裁では99.9%(殺人事件では99.7%)とされている。

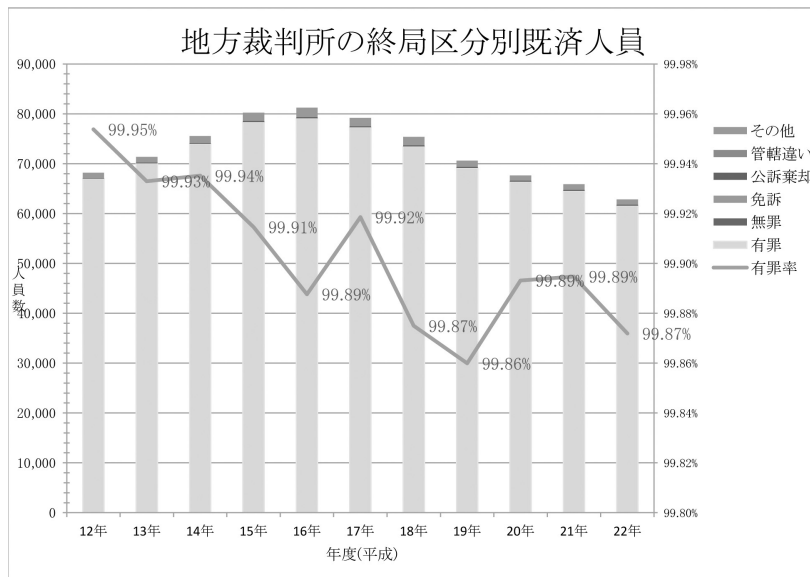
(8) 〈<http://www.courts.go.jp/search/jtsp00107>〉 (last visited Nov 12, 2011) 参照。

表2

第9表 刑事訴訟事件の種類及び終局区分別既済人員—地方裁判所

	事件	総数	有罪		無罪	免訴	公訴棄却	管轄違い	その他	同一被告人に関する事件の併合	有罪率	
			執行猶予	保護観察								
平成12年	通常第一審	91,531	67,002	40,766	4,429	31	2	122	1	1,032	23,341	99.95%
平成13年	通常第一審	97,713	70,074	45,503	4,182	47	0	136	1	1,119	26,336	99.93%
平成14年	通常第一審	104,272	74,001	45,058	4,105	48	0	133	6	1,381	28,703	99.94%
平成15年	通常第一審	111,767	78,364	48,341	4,051	67	0	151	5	1,636	31,544	99.91%
平成16年	通常第一審	113,649	79,121	48,481	3,969	89	0	159	4	1,878	32,398	99.89%
平成17年	通常第一審	113,144	77,295	45,936	3,673	63	0	142	0	1,701	33,943	99.92%
平成18年	通常第一審	108,131	73,471	42,409	3,415	92	1	165	1	1,635	32,766	99.87%
平成19年	通常第一審	100,358	69,135	40,169	3,160	97	0	147	0	1,225	29,754	99.86%
平成20年	通常第一審	95,195	66,378	38,750	2,945	71	1	130	1	1,062	27,552	99.89%
平成21年	通常第一審	92,323	64,540	37,274	2,944	68	0	135	4	1,127	26,449	99.89%
	裁判員内数	142	142	32	20	0						100.00%
平成22年	通常第一審	88,398	61,585	35,357	2,990	79	0	139	1	1,035	25,559	99.87%
	裁判員内数	1,506	1,504	241	132	2						99.87%

グラフ7



端に高くなっていると断定することはできない。それはデータ数が少な過ぎるからである。

しかし敢えて、この少ないデータを元にいえば、平成 21 年度の裁判員裁判既済人員総数が 142 人であり全て有罪となっており、有罪率は 100%となっている。平成 21 年度では、総数 1,506 人に対し 2 人の無罪判決が出ているので、有罪率は 99.87%となり、期せずして通常第一審での有罪率 99.87%と同じ値になっている。このデータから言えるのは、今行われている裁判員裁判において格段に無罪判決が増えて有罪率が下がったとは言えないのと同様に、有罪率が上がってしまったということもできない。残念ながら、結論には今後のデータが積み重ねられることを待つしか無い。また、一方で有罪率の経年変化をみても、99.95%から右肩下がりで落ちているように見受けられるが、依然高止まりである。

ここでのまとめとしては、今後の推移を見守る必要があるが高止まりの有罪率を下げるための努力が引き続き不可欠であり、法廷プレゼンテーション・スキルの向上がその一助となるように努力することである。

### 3. 法廷でのプレゼンテーション

ここまで見てきたデータから、法廷におけるプレゼンテーションにおいて、弁護人にも検察に比肩する程度の技術が求められていることがわかった。では、弁護士にはなぜそれができないのか、またその対策としてはどのようなことが考えられるのか述べることにする。

#### 3-1. PowerPoint 導入を巡る議論と現実

弁護士全員が PowerPoint を使いこなせない状態になってるのではなく、一部の弁護士はそれを活用して素晴らしい弁論をしていることも事実

である<sup>(9)</sup>。そして、残念ながらその一部は限られた数にとどまっているのに過ぎない。だからこそ、裁判員裁判の経験者には悪印象が残り、弁護士により高度な法廷プレゼンテーション技術が求められるのである。

多くの弁護士は PowerPoint スライドを用いた冒頭陳述や弁論を行うことが容易でないことがわかっている。ではなぜできないのか、ここではその要因を考える。

要因の第1は、弁護士の消極的姿勢である。法廷で ICT が普及しない理由は「弁護士や裁判官の一般的に保守的な性格の方であり、何か新しいものを喜んで受け入れようとはしない姿勢の結果である可能性の方が高い」と指摘されている<sup>(10)</sup>。この点は、弁護士の意識を変えるということにも繋がり、組織的な対応が必要と思われる。

第2は、第1の要因に起因すると思われる弁護士分業論の信奉である。「最新の ICT 技術を使いこなすことは、弁護士には無理である。」という前提で多くの弁護士は考えている<sup>(11)</sup>。つまり、弁護士の本来の仕事は弁護業務であり、めまぐるしく変わるコンピュータ技術をフォローし続けることはできず、使い辛いコンピュータを使って PowerPoint のスライドを作成する仕事は、本来弁護士の行う仕事ではない、という発想である。そして、法律事務所には、マンパワーとして、弁護士と法律事務職員（パラリーガル）がおり、コンピュータ操作の高度な技術を必要とする作業は法律事

---

(9) たとえば、八幡紘芦史・辻孝司・遠山大輔『入門 法廷戦略 戦略的法廷プレゼンテーションの理論と技術（GENJIN 刑事弁護シリーズ）』現代人文社（2009年）参照。

(10) スティーヴン・ルベット著、菅原郁夫・小田敬美・岡田悦典訳『現代アメリカ法廷技法』慈学社出版（2009年）330頁。

(11) たとえば、東京弁護士会『弁護士業務マニュアル ——近代的な経営と業務改善のために—— [第3版]』ぎょうせい（2006年）63頁参照。

務職員等に行わせる，若しくは外部に委託すべきだという考えである。

この要因からすれば，対策として，優秀な法律事務職員（パラリーガル）を育成することと，こうした弁護士からのニーズに応え得るビジネスを育てるということも考え得る。



写真1 裁判員法廷の様子

第3に，PowerPoint といった法廷プレゼンテーション・ツールの誤認識である。裁判員制度導入前に盛んに叫ばれた「裁判員裁判 = PowerPoint」という短絡的なイメージが先行してしまっており，PowerPoint を使うには敷居が高いと判断されるや，PowerPoint が法廷プレゼンテーションは唯一絶対のものではないと反省論が盛り返すと，結局従来型の書面を読み上げる法廷プレゼンテーションに回帰してしまうという流れである。つまりは，PowerPoint スライド作成の費用面でも労力面での困難さ故に，使用できない人にとっては従来型の書面に頼った法廷プレゼンテーションを維持する流れに回帰してしまう<sup>(12)</sup>。

このような現状を打破するためには，PowerPoint を用いた法廷プレゼンテーションを容易にする手法を考えなければならない。そのためには，

---

(12) 八幡紘芦史「裁判員がわかりやすいプレゼンテーションとは」季刊刑事弁護 51 号現代人文社（2007 年）76 頁では，「ビジュアル・スライド作りに血道を上げるよりも，プレゼンテーションの戦略を立て，裁判員の多様性を分析し，裁判員主語のシナリオを構築し，そして信頼されるデリバリーで裁判員を説得したほうが，法廷を制制することになる。」と述べている。

まずは PowerPoint についての正しい知識を周知してもらうことが必要であり、その上で組織的に利活用促進する体制を作る必要がある。PowerPoint は一道具に過ぎないが、その道具を正しく使う技術を身につけることはやはり重要である。

### 3-2. PowerPoint の優位性

PowerPoint はプレゼンテーションを行うにあたり万能の道具かというところではなく、当然のことながらいくつかの問題点はあるが<sup>(13)</sup>、それを凌駕するだけのメリットが存在する。

PowerPoint を使って法廷プレゼンテーションを行う以外の手段としては、ホワイト・ボード（白板）への板書、イーゼルを使った紙の提示、フリップ・ボードを使った提示、実物や模型の持ち込み、OHP（Over Head Projector）を使った提示、紙による配付資料など、さまざまなものがある。これらの中で、何が一番効率的なのかといえば、それは PowerPoint である。

#### (A). ハードウェア

場となる裁判員法廷には、すでにパソコンの画面を表示できるモニターが設置されており、パソコンを持ち込んで画像をモニター画面に出す環境が出来上がっている。このような場にわざわざ、裁判員から離れたところからフリップ・ボードを見せたり、ホワイト・ボードに細かい字を書くのは効果的とはいえない。ホワイト・ボードのように、話をしながら絵を描

---

(13) PowerPoint の問題点については次の 3 点が指摘される。(A). 思ったほど相手にこちらの言いたいことが伝わっていない。(B). 簡単な操作でできるスライドには限界がある。(C). PowerPoint は場を選ぶ。伊藤博文「ICT はどこまで弁護士を救えるか」愛知大学法学部法経論集第 179 号（2008 年）144 頁、available at 〈<http://cals.aichi-u.ac.jp/products/articles/CanICTsaveLawyers.pdf>〉（last visited Nov 12, 2011）

き時系列に書き込んでいくのであれば、それは PowerPoint でも簡単にできる。予め見取り図などを提示しておき、その上に足取りを書き加えることは簡単にできる。要するに、PowerPoint をうまく使えば、フリップ・ボードやホワイト・ボードの代用は十分可能であり、それ以上のことができる。



写真2 裁判員法廷の様子

(B). 製作費用

たとえば、フリップ・ボードを使うことを考えていただければわかるが、このボードを作るのに幾らかかるであろうか。製作費は同様にかかるとしても、物理的に紙代や印刷代のかかるものよりも PowerPoint のスライドなら、簡単に作成でき、後に使い回しもきく。

(C). 多様なメディア

フリップ・ボードもホワイト・ボードも二次元のデータしか扱えない。PowerPoint であれば、文字、画像、音声、動画（ビデオ）まで扱うことができ、裁判員に一度に伝達できる情報量は比較にならない。特に動画を用いることは、非常に効率的であり、動画を裁判員前に設置されたモニターに容易に写し出せるのは PowerPoint である。

(D). 可搬性

フリップ・ボードやホワイト・ボードを、毎回法廷に持ち込む手間は無視できない。自作したフリップ・ボードは法廷の端からも見やすくするために大型のものにせざるを得なくなり、弁護士が事務所から運んでくるのは容易ではない。PowerPoint はこうしたことを考える必要はなく、ノー

ト PC 一台を持参すればそれだけで事が足りる。

以上のように PowerPoint は、これまでのメディアとは異なるマルチメディアを扱うことができ、従来型のプレゼンテーション・ツールとは一線を画するものであり、正しい使い方を学べばこれほど法廷プレゼンテーションに適したものは無いといえる。

## 4. 支援

### 4-1. 弁護士の支援

法廷で PowerPoint を使えない弁護士に支援を行うとすれば、どうすればよいであろうか。

その支援方法の一つは教育である。具体的対策としては、リカレント教育と法曹養成組織での教育という2方向があると考えている。第1のリカレント教育は、即効性をもたらすためにも、弁護士会などがもっと積極的に支援体制をつくることである。検察に対抗できる基盤を作り得るのは弁護士自らであり、それを束ねる弁護士会であろう。こうした既存組織のみならず、あらたに支援組織を作るなどして対応する必要がある。第2は、法科大学院や司法研修所などの法曹養成組織の対応である。次世代法曹の養成段階から、こうした ICT 教育を行い、法廷での ICT 利活用についてカリキュラムに組み込み、教育を行うべきである。また、法科大学院がそうした場を提供できるのであれば、法科大学院生のみならず、弁護士会とも連携して、現場で法廷での ICT と対峙する弁護士に実践教育を行う場を提供することも必要である。また、こうした法曹養成機関には、最新のプレゼンテーション技術を駆使した効率的な手法や高度な法廷プレゼンテーション能力を身につけるような技術研究およびその教育プログラムの開発を行う必要がある。



#### 4-2. データベースの構築

もう一つの支援方法としては、法廷での PowerPoint を使ったプレゼンテーションを容易にするために、技術的な支援を行うことである。そこで、以下の様なデータベースを構築することを提案し、実現化しようとしている。

弁護士の置かれた窮状打破を助けるためには、弁護士が PowerPoint スライドを駆使できるように技術的なサポートをする必要がある。しかし、弁護士会にはそのようなスキルを提供できるだけの能力がない。よって、弁護士にとって、法廷で使える PowerPoint スライドを作成するための支援方法の研究・開発を行うことを提案する。弁護士自身が手軽に PowerPoint スライドを作成できるような「プレゼンテーション用素材」を作成し、広く弁護士に提供する。PowerPoint のスライドは、文字情報だけでなく、画像、イラスト、動画、といったマルチメディアで構成することが必要であり、こうしたスライドのパーツとなる「プレゼン用法律素材」を画像や動画を使って作成することが必要である。

あわせて、弁護士に ICT を駆使した法廷プレゼンテーションが容易に行えるような環境を生み出すためにも、「プレゼン用素材」を作成・配布する。こうしたデータベースを構築し、そのコンテンツを作成し公開配付していくことと同時に、その使い方などの基礎研究および教育手法についての研究が必要である。

### 5. おわりに

裁判員裁判の法廷に ICT の一つとしてプレゼンテーションの問題を考えてきたが、法廷における ICT 利活用という観点からは、もう少し大きな視点からの考察も必要となる。それはには、第 1 に「理論としての」ICT 利用の問題点を検討する必要がある。既存の法体系のなかでどのよ

うに位置づけるのか<sup>(14)</sup>、この ICT 利用について新たな立法を求めることとするのか、などの検討は深化されるべきであろう。全国の地方裁判所内の裁判員法廷に設置されているハードウェアの充実を考えれば、法廷で PowerPoint によるプレゼンテーションを禁ずることは考えられず、利用を前提としてどこまで利用が可能なのか、また理論的に何をやってはいけないのかが検討されるべきであろう<sup>(15)</sup>。第2に「実践としての」ICT 利用の問題点も今後検討されなければならない。マンパワー不足や法曹界におけるデジタル・ディバイドという現実をどのように克服していくのか、これも重要である。

---

(14) たとえば、PowerPoint によるスライドショーを、刑事訴訟法規則 (119 条の 10 および同条 12) という規定と対比してどのように理解するのかである。この点については、指宿信「法廷プレゼンテーションとその規律」季刊刑事弁護 46 号現代人文社 (2006 年) 52 頁以下参照。

(15) 法廷に ICT を導入すること、特に映像や PowerPoint スライドを利用することに抵抗を感じる人達の論理には、2つのベクトルがある。第1は、現行の刑事訴訟法 (もしくは民事訴訟法) には直接に規律する条文が揃っていないから、導入は許されるべきではなく排除すべきとするものである。第2は、検察側には組織力と財政力において、国選弁護人を凌駕しているのであるから、両者の均衡という観点からして、弁護人には到底使えない PowerPoint スライドなどは使われるべきではない、というものである。

これらの理論は、弁護人の怠慢と一蹴されるべきではなく、当然の反発と考え得る。けれども、根拠規定がないということであれば、法改正をも視野に入れて前向きに考えるべきであろう。また、検察にはできて弁護士には組織力がないので両者間の均衡が保てないというのは、何も PowerPoint によるプレゼンテーションに限ったことではないはずである。ここで問題とすべきは、裁判員裁判の導入と共に、これまでの刑事裁判の書面中心としたわかりにくい裁判を分かりやすくするという方向性が国民からも支持されている事実を十分認識し、弁護士が、多忙や初物嫌いからこの問題に目をそらすのではなく、必要なものとして正面から取り組むべきことである。

そして、法廷における ICT と一口にいても中身はさまざまである。法廷に立つ者向けとしては、PowerPoint を使った冒頭陳述・論告弁論、CG や動画を使った映像の利用<sup>(16)</sup>、裁判外にいる証人とのインターネットテレビ通話による対話、判決文作成支援システム、訴訟管理システムなどさまざまである。音声認識による自動速記録作成<sup>(17)</sup> を用いること、書面などの提出に紙ではなく電子データによる裁判資料提出、ビデオによる証言、バーチャルリアリティーを使った事件再現 CG など可能性は多岐にわたる<sup>(18)</sup>。こうした流れのなかで、今裁判員裁判において PowerPoint を使う弁論のあり方が議論されるが、実はこれは一つの大きな流れの一潮流に過ぎない。現行の法体系下で機能する今の裁判制度の枠内で捉えきれない機能が、今後生まれてくることは自明である。もちろん証拠法理上使ってはならない ICT を導入せよというつもりはないが、PowerPoint の利活用例のように、明らかに利用者にとってメリットの多いものを積極的に導入するという方向が刑事訴訟法および裁判員法の理念に適うものであるかぎり、積極的に取り入れるべきであり、そのためにはそれを扱う法曹が変わらなければならないのである。また、それを導入するにあたり障壁となる法制度があるのであれば、裁判制度の理念を失わない限りにおいて、法改正もためらうべきではない。こうした視点にたつて、法廷に ICT を導入するという流れを検討して、制度的にも技術的にも議論を深めていくことが必要と考えている。

---

(16) 吉田謙一・瀬尾拓史「3DCG 画像を用いた鑑定」日本医事新報 NO. 4429 (2009 年) 52 頁。

(17) 〈[http://www.nec.co.jp/vsol/saas\\_detail2.html](http://www.nec.co.jp/vsol/saas_detail2.html)〉 (last visited Nov 12, 2011) 参照。

(18) たとえば、司法制度改革と先端テクノロジー研究会 〈<http://www.legaltech.jp/>〉 参照。

「法廷でのテクノロジーに慣れる最も近道は、単純にそれを使うことである。」<sup>(19)</sup>

本稿は、平成 23 年度科研費（11012512）「裁判員裁判での ICT を活用した法廷プレゼンテーション支援研究」による研究成果である。このような研究助成を与えていただいた（独）日本学術振興会および愛知大学に感謝したい。

---

(19) スティーヴン・ルベット著、菅原郁夫・小田敬美・岡田悦典訳『現代アメリカ法廷技法』慈学社出版（2009 年）333 頁。